

風しんワクチン

予防接種費用を助成します

妊娠初期の妊婦が風しんに感染すると、難聴や心疾患、白内障、発達障がいなどの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。風しんの感染予防には予防接種が効果的で、妊娠を予定または希望している女性や妊婦の同居家族（特にパートナー）が予防接種を受けることが望ましいとされています。

◆対象者

● 妊娠を希望する女性で**風しんの免疫が不十分な方**

● 妊婦の夫（内縁を含む）

※風しんの抗体価検査について接種の前に抗体価検査を受けていただき、風しんに対する免疫が不十分なで予防接種を勧められた方が**助成の対象になります。**

鳥取県では、抗体価検査の費用の助成も行っています。詳しくは米子保健所（☎0859・31・9317）にお問合わせください。男性の場合、検査は必須ではありません。

◆助成額

1人につき上限8000円（生活保護受給世帯の方は全額助成）

◆対象となる接種

風しんワクチンまたは麻しん風しん混合（MR）ワクチン

ただし、平成30年4月1日以降に接種されたもの

◆申請方法

【申請場所】健康対策課（保健福祉センターなわ内）、各支所総合窓口室
【必要なもの】

①風しんワクチン接種費緊急助成事業接種済証兼領収証（医療機関で発行します）または医療機関発行の領収証（ワクチンのメーカー、ロット番号が分かるもの）

②母子健康手帳（妊婦の夫の場合）

③抗体価検査の結果が分かるもの（女性の場合）

④印鑑（シヤチハタ等ゴム印は不可）

⑤通帳など振込口座の分かるもの

◆申請期間 平成31年3月末日まで

◆その他

●妊娠中の方は接種を受けることができません。また、接種後2か月間は妊娠を避ける必要がありますので、ご注意ください。

●医療機関の指定はありませんが、事前に予約されることをお勧めします。

平成30年度

高齢者肺炎球菌ワクチンの

定期接種の対象者について

肺炎は、日本の死亡原因の第3位で、肺炎によって亡くなる方の95%が65歳以上の高齢者です。肺炎の原因で最も多い肺炎球菌による感染と重篤化を防ぐため、接種費用の助成を行っています。

平成30年度の接種対象者へは3月下旬に受診券を送付していますので、接種を希望される方は、早めの接種をお勧めします。



【平成30年度接種対象者】

(1) 年度内に**65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳**になる方

(2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する方で、日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方

【自己負担額】

3000円
(生活保護受給世帯の方は無料)

【その他】

予防接種法の規定により、過去に成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けた方は、定期接種の対象外となります。

【接種期間】

平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

◆問い合わせ先

健康対策課

☎0859・54・5206